

韓国券番（1908-1942）における妓生教育

—妓生教育の内容と舞踊教育—

許 娟 姫

Kwonbon is one of the systems transplanted from Japan to Korea during colony period and had been maintained from 1908 to 1942 under the governance of Japan. Kwonbon is mostly in charge of business management and art education for Geisha. Kwonbon system in Japan like this was applied to Korea in almost the same form with a policy. Kiseng, that is Female artists from the Palace and the Government, is an object. Kiseng during colony period had made a living and had kept traditional music and dance.

Kwonbon had been completely disappeared around 1950's. However traditional dancers who have been lived in those periods testifies that numerous Korean traditional dancer including those who have important intangible cultural assets were educated at Kwonbon.

This study focuses on how Kwonbon in Japan was transplanted and had rooted in Joseon (Korea), what was the details of education for Kiseng, and what kind of dance was educated. First of all, as a background of Kiseng education at Kwonbon, history from the introduction of Kiseng Union whose predecessor to the establishment of Kwonbon is reviewed and the role of Kwonbon as an administrative organization is summarized. From the examples of Seven Kwonbon in each area, basic Kiseng education and teacher, and details of dance education are studied.

1. 序論

1-1 問題の所在

今日、韓国伝統舞踊を代表する〈晋州剣舞（第12号）〉〈僧舞（第27号）〉〈太平舞（第92号）〉〈サルプリチュム（第97号）〉など、国の重要無形文化財に指定されるほど高く評価されている舞踊の一代目の芸能保有者¹（人間国宝）は、券番で教育された人々が多い²。「当時伝統的な舞踊や音楽を習うところは券番しかなかった」³「舞踊や音楽の名人が多く、伝統的なものが一通り習えた」⁴と、その時代を生きた伝統舞踊家は語っている。

券番とは、植民地時代に日本から移植された制度の一つで、朝鮮時代から存続した妓生⁵を主な対象にしたものである。券番がたとえ植民地政策により作られたとは言え、また、当時の妓生がお座敷での歌舞音曲で生計を立てていたとは言え、券番を通じて伝承された舞踊が、上述した韓国伝統舞踊の継承に、大きく関わっていたのは確かである。しかし、数多くの伝統舞踊家が券番と深く関わっているにもかかわらず、券番そのものは、近年まで殆ど研究されてこなかった。その理由として、朝鮮が日本統治下に置かれていた影響もあり、自国の手による資料保存や研究が殆んどなく、また、当時妓生に抱いた卑しいイメージは近年まで続いていたため、生存する妓生も自分が妓生であったことを隠す人が多く、妓生に対する質問調査はタブー視されていたことが挙げられる。このように、券番研究は、わずかの断片的史料や券番

出身者の証言に頼るしかなく、今後、新しい史料が見つかるたびに書き直される可能性も高い。しかしまた、生存している券番出身者が少なくなっているため、研究の進展はかなり制約されているのが現状でもある。

そこで、日本の券番（見番・検番）はどのように移植され定着したのか、妓生教育はどのような内容であったのか、どのような舞踊が教えられていたのか、を取り上げる必要があると考え、本研究に取り組むものである。

1-2 先行研究の検証

近年に入って、妓生は文化及び芸術的価値が再認識され始め、舞踊学を始め音楽学、女性学、文学、植民地文化といった視点から、研究は大きく進展を見せている。その中で、券番の成立過程と券番の芸能教育（舞踊）に関する研究を中心に先行研究を検証する。

これまで、妓生を植民地時代の公娼制度に含め論議した孫禎陸、山下英愛、宋連玉、藤永壮の研究⁶では、公娼制度の導入過程と娼妓の買春関連の議論が中心になっているが、妓生制度に関連する先駆的研究として、後の妓生関連研究の多くに参考にされている。妓生制度に関する研究として、宋芳松⁷は〈妓生団束令（1908）〉後、初めて組織される〈漢城娼妓組合所（1909-1912）〉を取り上げ、設立経緯を明らかにし、組合員の舞踊活動を探った。漢城娼妓組合所は主に三牌中心の娼妓組合として知られていたが、宮廷宴に参加するほど

の芸芸を持つ妓生も一部含まれていたことを明らかにした。権ドヒ⁸⁾は、妓生と娼妓が組織として二分化していく過程で、異なる文化的基盤を持つ女性芸能集団(官妓と三牌)の芸術的地位はどのように変動したのかを考察した。金ヨンヒは、このような変遷過程で、日本の歪曲な支配政策により、妓生の芸術的地位は下落したとしている⁹⁾。

また権ドヒは、音楽学的視点から多数の論文を発表しているが、主に音楽(歌)に視点を置き、舞踊の状況については考察していない¹⁰⁾。金ヨンヒは、1910年代の妓生の舞踊活動、特に創作舞踊に焦点を当て、近代舞踊としての妓生の一局面を探った論文を発表している。また券番教育の事象を取り上げている研究¹¹⁾では、券番の重要性は浮き彫りにしているものの、具体的内容の考察までには及ばず、また、一箇所の券番のみを事例にしたために、韓国券番における全体像を掴むまでには至っていない。但し、券番出身者の貴重な証言を引き出していることにおいては成果があり、今後の券番教育に関する研究の進展に役立つと思われる。

筆者の先行研究¹²⁾では、韓国券番の成立過程において、日本公娼制度と共に日本の見番(検番)と関連した視点から、妓生組合及び券番として定着するまでの過程を探った。また、主要券番4箇所を事例に、券番教育及び妓生の舞台活動を探ったが、券番教育に関しては、券番教師が舞踊教育とどのように関わったのかという課題が残された。

1-3 研究目的及び研究方法

券番成立に関する動きは、日朝が本格的に政治的に関わる1876年から前兆がみえており、日本の公娼制度の移植と関わる。朝鮮における公娼制度は、妓生に対しては、1908年<妓生団束令>が適用され、妓生組合を組織することで具体化される。妓生組合は、その後1917年から1942年まで、券番として存続した。植民地解放(1945)以降、券番は再開したが、1950年を前後に徐々に無くなった。解放後は、政権が変わったため、本研究の範囲からは除く。したがって、本研究では、券番を植民地朝鮮の政策の一環として捉え、券番成立過程の時期を、<妓生団束令>が出される1908年から、植民地政策の影響下において券番が廃止される1942までと仮定する。

そして、券番における妓生教育の背景として、券番の前身と言える妓生組合の導入から券番が成立するまでの経緯を概略し、運営組織としての券番の役割をまとめた。これを踏まえて、本研究では7箇所の券番(「朝鮮券番(京城)」「箕城券番(平壤)」「晋州券番(晋州)」「達城券番(大邱)」「光州券番(光州)」「昭和券番(郡山)」「東萊券番(釜山)」)を事例にして、券番における妓生教育の内

容と舞踊教育について探ることを目的とする¹³⁾。

研究方法は、券番成立期に書かれた第一次史料(外務省史料、警察史料、当時の新聞資料)¹⁴⁾及び舞踊史、音楽史、文化史、女性史などの文献資料を用いる。そして、券番に関連した伝統舞踊家との面接調査資料¹⁵⁾をもとに考察をする。本論文の意義は、これまでの先行研究ではなされていない7箇所の券番を取り上げて、券番における妓生教育の実態に迫ろうとしたことと、券番妓生出身を含む伝統舞踊家5人と面接調査をし、その言説をもとに券番関連事情を補足し研究を進めたことにある。

なお引用した韓国語の文献・新聞は、紙数に限りがあるために原語表記を省略して筆者が翻訳した日本語表記のみとし、引用は同じく筆者が日本語に翻訳して引用した。

2. 日本の券番(見番・検番)の移植から韓国券番の定着まで

2-1 妓生組合成立の前兆

1876年の釜山開港以来、日本の芸娼妓が多く朝鮮に渡ったことはよく知られている¹⁶⁾。1890年代初めから、九州地方は密航婦が数多く朝鮮に渡りはじめ地域問題となり、日本の芸娼妓が朝鮮各地へ渡ったという事実を裏付ける多数の記事が発見できた。そして、初期に渡韓した芸妓の主な出身地は、博多、長崎、門司、熊本など、福岡の近辺に集中していたと推察する¹⁷⁾。これらの動きは、日清戦争(1894-1895)・日露戦争(1904-1905)の時期に集中しており、在留邦人職業別戸口調査から、1905年12月当時、芸妓が計969名存在し、芸妓見番、音曲師匠、置屋、三味線直しなど、日本の花街で見られる仕組みが、日本人居留地にすでに形作られていたことが分かる¹⁸⁾。

朝鮮で芸娼妓の人口が増えるにつれ、日本政府は1881年から、日本人居留地で<貸座敷営業規則><芸娼妓取締規則><梅毒病院規則><梅毒検査規則>を制定し、49回の規則及び改定が重ねられつつ、1906-1910年にかけて12箇所の日本人居留地で実施されていった¹⁹⁾。主な内容は、営業区域の指定、許可証携帯、定期的健康診断及び診断書提出、警察許可無しには営業・外出・外泊禁止、客の名簿提出、芸妓の組合加入義務などであった。

2-2 妓生組合導入の経緯

その頃の韓国妓生の状況を見ると、1894年中央官制の改革により、国家行事や音楽機関の規模は益々縮小され、宮廷業務に必要な最低限に制限された。また、身分制度の廃止で、公私奴婢を含め、男社堂、廣大といった芸能集団と妓生は、賤民という身分から解放されることになった²⁰⁾。身分廃止後、妓生を管理する対策はなされず、空白期が

14年間続く中、一牌、二牌、三牌、色酒家、酌婦、花郎遊女といった名称が目立つようになった²¹。これは、一種の芸を売る類と売春の類の境界が曖昧になっていたことと、この時期の妓生のカテゴリは流動的であったことを示唆する。国の管轄から放出された妓生は、妓房営業で生計を立てていたのであろう。また、官妓出身や新たに妓生業を始めた者は、仕事の間を求めて京城に集まり、一部は民間興行団体に入る場合もあった。わずかに残っていた宮廷の官妓²²も、1908年を境にすべて無くなった。

統監部が設置された1905年から本格的に日本の保護国になった朝鮮は、警視庁令第5号<妓生団束令(1908.9.25)>と補則の<妓生に関する論告条項(1908.10.2)><妓生及び娼妓団束令施行心得 警視庁訓令第41号(1908.10.6)>をもって、朝鮮の花柳界が新たに整備され始めた。この規則は、警視庁からの認可(但し妓夫がいる場合は不認可)、妓生の年齢(日本より3才低い15才以上)、花代の時給制(客が便利に利用するため1時間80銭以下)、健康診断(性病)、警察署提出用の妓名簿の様式(住所、生年月日、父母の連署、夫の有無、従来妓生稼業の有無、加入する組合名、遊芸師匠の名前と住所など)、住所変更届及び廃業届といった項目であった²³。つまり、すべての妓生は警視庁の取締りの下、妓生許可制と一定の組合に加入するという新たな環境で生きることとなった。これは、すでに朝鮮国内すなわち日本人居留地の芸者及び娼妓を対象に実施していた公娼制度を基盤として制定されたことは明らかである²⁴。

組合加入の義務により、1909年「漢城娼妓組合」を始め、券番の前身と言える妓生組合が各地に設立されていったが²⁵、この時期(1909-1912)の妓生組合は、制度の急変により、状況を把握できていない妓生らが、生計のために強制的に組合という組織に加入し、妓生と娼妓とが混合した形態の組合であった可能性が高いと推察する²⁶。やがて1913年から、自らの意思で娼妓と区分された「茶洞妓生組合(1913)」「廣橋妓生組合(1913)」「新彰妓生組合(1916)」²⁷が設立され、地方妓生組合(9箇所以上)の見本となった²⁸。なお、妓生組合のあり方は、日本の芸妓組合と同様であった²⁹と見受けられる。

2-3 券番の定着

その後、1916年警務總監部令第3号<芸妓酌婦置屋営業取締規則>をきっかけに、日本人居留地での規則と朝鮮妓生に対する規則は一本化された。「廣橋妓生組合では、規定と制度を直し内地芸妓の規定を模倣し、一般顧客の好評を図る」³⁰というように、券番へと変える準備をし、組合の設立当時と同様に、警視庁は妓生を集め取締規則に関

して十分に説明をした³¹。

翌1917年、茶洞妓生組合の南部出身妓生が独立して立てた、漢南券番³²の正式な認可で、「券番」組織へと変わりはじめ、京城内は1918年³³、地方は1925年³⁴前後に、券番として定着したとみられる。さらに、1927年からは株式会社としての券番登録³⁵が多くみられたが、妓生組合、券番、株式会社としての券番の違いは、まだ明らかにされていない。京城には漢南券番、大正券番、漢城券番、京和券番、京華券番、大同券番、朝鮮券番、鐘路券番の8箇所³⁶の券番があり、地方の場合は少なくとも35箇所以上³⁷が存在したと推測される。そして、太平洋戦争を迎え、1942年当時、京城の3箇所の券番は、三和券番一箇所に強制統合された。まもなく戦時のため自粛が要求され、全ての料亭は一般飲食店に変わり、券番は公式的に廃止を迎えた³⁸。

その後、1945年、植民地解放後、料亭は再び営業を始め、京城は4箇所³⁹の券番が再開した。券番の教育機能は解放後もしばらく継続したとみられる⁴⁰。やがて「業態婦解放令(全10条)」(1948.12.10)で飲食関係の女性従業員は再整備され、妓生及び券番は完全に廃止されるに至った⁴¹。翌年、伝統芸能と妓生の技芸低下を懸念し、新たな養成所の必要性が浮かび上がってきて⁴²、後に「大韓国楽院」をはじめ全国各地に多数の国楽院が設けられた。妓生が身につけていた芸能は国楽院に多く吸収され、それらの芸能は今日まで継承されることとなった。妓生の一部は、私設講習所を立ち上げ生計を立てた場合もあったが、家庭に入ってしまう場合も多かったという⁴³。

当時の朝鮮には、日本見番も存在⁴⁴しており、両国の券番は官が主管する会で、同時に参加し舞踊を披露することも多かった⁴⁵。一つ注目したいのは、日本では「見番」「検番」「券番」⁴⁶と地域ごとに用字が異なるが、朝鮮では日朝ともに「券番」として統一されていたこと、日本では九州のみ「券番」を使っていること、そして渡朝した初期の芸娼妓は九州地域が多かったことは、朝鮮で「券番」として定着したルーツを明確にする手がかりになると期待される。

3. 券番の運営組織と妓生教育

3-1 券番の運営組織

券番は、午後4時ごろから営業が始まる。まず数台の電話で予約を受け付け、妓生の自宅から予約先の料亭まで送迎を手配する。壁には妓生の名札がずらりと掛けられ、営業中の妓生は名札を裏返して示した。指名が重なる妓生は、なるべく多くの料亭を回るよう一日の時間を調節することも券番事務の大事な仕事であったという⁴⁷。妓生の花代(料金)は時給で計算されたが、料亭は直接

券番に伝票を送り、月1-2回にまとめて決算した。また、妓生への支払いは、3-4割の手数料を引いた後、券番がまとめて手渡すのが一般的であった⁴⁸。

妓生が営業するには、組合加入と妓生認可証が必修条件である。一般的に妓生認可証を獲得するためには、所属の券番を通して、警察関係者の立会いの下、一定の妓生試験を受けた後、認可が下りた。券番は妓生になるための緒準備や所属妓生の管理、管轄警察署に券番運営の事務報告⁴⁹も欠かせなかった。

日本の花街は、見番、芸妓、そして複数の芸妓を抱える置屋で構成されている。これまでの文献や筆者の面接調査からは、朝鮮に置屋と同様な性質を持つ組織はなかったと考察された。ただし、警察の統計記録(1916-1942)では、朝鮮側にも置屋数が記されているが⁵⁰、このことは一部の妓生に妓夫がいたことに関係しており、有夫妓の世帯を置屋と数えたのではないかと推測している⁵¹。

3-2 妓生の教育と芸事

「妓生になる」ことに関わった券番は、付設の学習施設を設け、妓生養成としての教育と既に妓生となっている者の芸の更なる上達を図った。妓生の質は、券番の経営にも繋がったので、券番は妓生教育を大事にしていたと考えられる。別称「妓生養成学校」は、「正式の学校組織となし教職雇い普通学校程度の教授をなし立派なキーサンを養成した」⁵²とされた。妓生養成学校の全体像を7箇所の券番を事例にまとめた。(＜表1＞参照)

入学可能な年齢は8-20歳までとされるが、実際は13-15歳程度の年頃から始まる場合が多く、一定の入学金と授業料を要し、親の許可も必要とされた。授業年限は3-5年が一般的で⁵³、日曜日を除いて週6日登校し、長期休みはなかった。授業は午前9-10時から午後4-5時まで(土は午前のみ)行われ、学年ごとのカリキュラムや時間割(平壤箕城券番)が決まっている場合もあった。教師は、学監及び芸能教師を含む数人の教員が常住しており、各地から著名な師匠を招いて学習する場合が多かった。また、各学年への進級及び卒業には試験を要し、特に卒業の際は、各科目の教師及び警察関係者の立会いの下、審査が行われた。その審査結果は、妓生認定証付与につながる重要な判断基準になったとみなされる。以上のような教育課程は、主に妓生になるまでの教育課程であり、妓生営業の認可を得たものは、券番教育には比較的自由に参加したと見られる。意欲のあるものは、個人的に師匠を招いて習うなどで、芸の上達を図ったという。

その他、賞罰や風紀に関する規則も細部まで定

めていた。朝鮮券番では毎月全組合員が参加する「朔会」で、座敷での問題点や注意事項を話し合い、遵守すべき諸事項を決め、年に一度成績がいい妓生を表彰した。昭和券番の<朔会>では、風紀問題の啓蒙と芸の実力を評価する名目で警察関係者が参加し、教育課程が終わる最終的な試験では、警察関係者の前で試験を受けたという⁵⁴。

以上のようなシステムを作るに当たり、日本見番がどの程度模範されたのかは、まだ明らかにされていない。一方、日本の場合、「芸娼妓解放令(1872)」後、帰の家と生計能力がない芸娼妓の更生を図る施策として、政府は遊廓や花町に婦女職工引立会社(1873)を設けさせた。これは、学校システムになっており、料理、縫製、生花、琴、三味線、舞踊などの教養科目と、養蜂、機織、製茶などの生計技術を指導した。後、女紅場(1874)と名称が変わり、京都では、祇園女紅場、八坂女紅場、美磨女紅場などが続々と設立され、福岡にも、博多柳町翠系学校、小倉町旭学校、門司馬場新地女紅場など、芸娼妓を教育する機関ができていた⁵⁵。現在、京都祇園甲部の「八坂女紅場学園」が芸妓教育の学校として名を残していることから分かるように、女紅場制度は、徐々に技術的な科目はなくなり、芸妓の芸事を中心とする教育機関になったと思われる。券番教育システムのモデルとして、今後の課題にしたい。

4. 券番における妓生教育の内容

4-1 朝鮮時代の妓生教育

券番成立以前、朝鮮時代の妓生はどういうものであったのか。券番の妓生教育の理解のため、朝鮮時代の妓生と妓生教育を概略する。

朝鮮時代の妓生は、宮廷及び地方官庁の女楽のため、制度として設けられていた。妓生は、公奴婢から選び、世襲された。15歳になると、官の資産目録の一つ「妓籍」に載せられ、妓籍から抜かれる50才までの間は、女楽を担当する職役を果たした。妓生は宮廷に属する京妓と、地方官庁に属する地方官妓に分けられるが、京妓は地方官妓から選ぶ場合が多かった⁵⁶。

京妓は、宮廷音楽機関である「慣習都監(後に掌楽院)」で、真冬と真夏を除く6ヶ月間(2-4月、8-10月:旧暦)、一日おきに、呈才(宮廷舞踊)を始め、専攻となる楽器1種類以上、歌曲を共同的に学び⁵⁷、地方官妓は、地方庁に設置された「教坊」に入り諸教育を受けた。教坊に関する史料は殆ど残されていないが、晋州教坊に伝わる『教坊歌謡』⁵⁸から、教坊の妓生教育の内容を垣間見ることが出来る。歌の種類は、歌曲、時調、歌詞とパンソリ6演目があり、舞踊は14演目が記されている。舞踊の11演目は宮廷舞踊と同じ演目で、3演目は晋州教坊固有の演目である。教坊に伝わる

＜表1＞ 券番における女生教育の内容

①筆者の面接調査資料 (2001-2002 実録)：券番関連伝説舞踊家5人 [金千興 (1909-2007) 李梅芳 (1927-) 崔善善 (1931-) 権名花 (1934-) 姜男技 (1942-)]
 ②韓国文化芸術委員会による＜近現代文化・芸術人の口述採録＞ [金寿岳 (2004)] [金梅芳 (2005)]
 ③田辺尚雄 1970:190-194, 韓載徳 1939:238, 川村濤 2001:142-146, 金正女 1989:176-178, 文現相・金美淑 1997:39-50, 秋ノ子 2004:22-32, 宋ミチ 2005:300-303, 以上を参考に筆者作成。

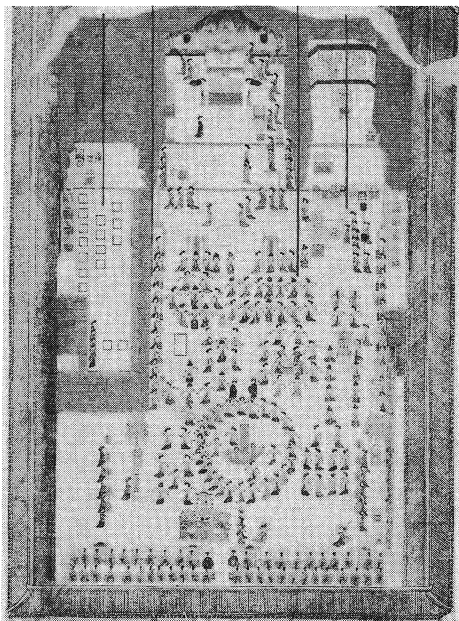
券番名	学習課程	券番教師	舞踊	育内	容	楽器	教養
(京城)	年齢規制無し。入学金授業料あり。1-3年間程度学習。 10時・夜までの授業、(すでに女生として活躍の場合は出席制でないため、自主的に参加) 卒業規定はないが、2年間ほどの基礎課程の後、「称盤」といって終了式のような発表会を設けた。毎月「期会」で女生として感懐を誓うとす行為などを批判し、規範なるものに賞品。	河圭(歌曲・玄琴・舞踊) 李王職雅楽部出身5人、 金相資(楊琴) 宋栄化(京域雑歌) 楊端嶺(面道雜歌) 尹忠錫(社交ダンス) 韓成敏(紳士・民俗舞踊)	官廷舞踊系：《奉養舞》《舞山香》《蓮花喜舞》《長生寶宴之舞》《五羊仙》 舞鼓》《佳人剪牡丹》《長生寶宴之舞》《五羊仙》 《船遊楽》《項柱舞》《劍舞》《鼓舞》など 民俗舞踊系：《四鼓舞》《偈舞》《双偈舞》《南中 俗舞》《サルブリ》《男舞》《立舞》《長衫舞》など その他、社交ダンス、レヴューダンス	歌曲 歌詞 時調 南都ソリ 西都ソリ 雑歌 日本歌	琴 玄琴 楊琴 牙琴 杖鼓 太鼓 三味線	書画 漢文 礼儀作法 礼儀作法	
(平壤)	13-15歳未満、在自年60名、普通学校4年以上・同程度の試験に合格した者、 3年課程。学年は3学期とする(4-8/9-12/1-3月) 学期末には科目別試験により進級可否を決定。時間割(月-土)・各学年のかりキュラムあり。警察の立会いの下、学科及び技芸の審査後、卒業証書・認定証付与。品行方正・成績優秀者に賞状・賞品授与、性行不良は退学、葉城券番付属「女生養成所」という。	崔順伊(官妓・時調・舞踊・剣舞) 券番出身：姜貴礼 李潤礼 辛ソジュ、李ベナツ 柳ソジュ(ソビエトソリ・雑歌) 鄭ソヤン・鴨鶴(官妓・舞踊・時調) 金緑珠 朴喜燾(券番出身) 朴枝洪(民俗舞踊 パンソリ) 姜本弘(歌)	官廷舞踊系：《項柱舞》《劍舞》、各種早才多敬 民俗舞踊系：《霓裳雨衣舞》《偈舞》《男舞》など その他、日本舞踊	界調 羽調 歌調 詩調 西都雑歌 唱歌 東西音楽 日本歌	琴 玄琴 楊琴 杖鼓 大正琴 三味線	書画 礼儀作法 会話 算術 修身 日本語 朝鮮語	
(晋州)	入学年齢は小学校卒業程度が多い。入学金・月謝制の授業料。3年課程。試験により女生認可。審査委員は主に券番の理事。厳しい礼儀作法の指導。午前は2時間、学科(礼儀・漢文・習字など)及び特技別(歌・楽器)に分けて学習され、午後は舞踊が学習。4-5時まで個人練習が基本。 入学金及び授業料あり。父母の同意必要。3年課程。 課程は、書画・舞踊・教養・楽器で、専門教師が配置。 卒業試験後、女生資格証が与えられた。	崔順伊(官妓・時調・舞踊・剣舞) 券番出身：姜貴礼 李潤礼 辛ソジュ、李ベナツ 柳ソジュ(ソビエトソリ・雑歌) 鄭ソヤン・鴨鶴(官妓・舞踊・時調) 金緑珠 朴喜燾(券番出身) 朴枝洪(民俗舞踊 パンソリ) 姜本弘(歌)	官廷舞踊系：《劍舞》《抽袋楽》《獻仙桃》《船遊 楽》《鼓舞》《義岩歌舞(懐教の宮廷舞踊で構成) 民俗舞踊系：《偈舞》《閑良舞》 《小鼓舞》《クッコリ》など	歌曲 時調 雑歌 パンソリ	琴 玄琴 杖鼓 太鼓	漢文 書画 習字 礼儀作法 日本語 朝鮮語	
(大邱)	8-20歳。入学金・授業料あり。父母同意必要。3年課程。成績優秀のものには賞状・風紀乱れは注意3回で退学。月一金は9-17時まで、土は午前中まで、長期休み無し。一日は、朝礼と礼儀教育から始め、午前中は、専攻別授業で、時調・ソリ・器楽・舞踊に分かれており、午後は共通科目。卒業証書授与 優秀なものは早期卒業可能。規則破れば体罰あり、喫茶店入り厳禁。	金錦玉(官妓) 金昌祚(琴) 朴亨出身・朴永久(偈舞、太鼓、杖鼓) 李長仙(劍舞) 李大祥(偈舞) 券番出身：朴ソジョン、曹福安 韓振玉(偈舞)など 姜本弘(歌、舞踊)	官廷舞踊系：《劍舞》《抽袋楽》《春鶯舞》 《勝鶴舞》 民俗舞踊系：《偈舞》《小鼓舞》《サルブリ》 《男舞》《閑良舞》《クッコリ》 《チンソチュム》《杖鼓舞》《花冠舞》《杖舞》	時調 パンソリ 南都民謡 雑歌	琴 楊琴 杖鼓	漢文 書画 習字 礼儀作法 日本語	
(光山)	7-8歳から入学可能だが、13-14歳が多数。入学金及び授業料あり。3年課程。必須科目のパンソリ以外は、習いたい科目を自分で選択し、それぞれのクラスで授業を受ける。東萊券番付属「華明学園」という(京城日韓1928.3.28)	姜本弘(偈歌、舞踊) 姜ソボム(他)数人 券番出身女生(舞踊)	官廷舞踊系：《劍舞》 民俗舞踊系：《偈舞》《鼓舞》《立舞》 《サルブリ》《小鼓舞》《花冠舞》	パンソリ (5種類) 民謡 日本歌	琴 玄琴 楊琴 杖鼓 三味線	漢文 書画 礼儀作法 日本語	
(郡山)	入学における事項は確認できない。4年課程。春秋に礼儀作法をはじめ、各専攻別の試験により上級クラスへ進級。午前は専攻別授業を、午後(舞踊)警察署長の立会いの下、卒業試験に相当する試験が春秋年2回あり、女生の資格が与えられた。毎月「期会」では、警察署長、市長、先輩女生などが参加し、風紀教育及び芸事の実力評価。	券番出身：郡錦山(舞踊) 金白竜(短歌 時調 パンソリ) 李ソジョン(短歌 時調 パンソリ) 金ソジョン・金ソジョン(ソビエトソリ) 李ソソジュ(琴)	官廷舞踊系：《抽袋楽》《劍舞》 民俗舞踊系：《花舞》《偈舞》《サルブリ》など	パンソリ (5種類) 短歌 時調	琴 杖鼓	礼儀作法 日本語	

宮廷舞踊は、宮廷で行われるものとは多少異なるため、今日、これらを教坊舞踊と分類する。1623年からは、宮廷の京妓が廃止され⁵⁹、女楽が必要な時のみ、臨時に地方官妓から調達した。選ばれた‘選上妓’は、掌楽院で上演する演目を中心にさらに教育を受け、任務を終えると地方官庁に戻された。この際、多数の宮廷舞踊が地方教坊へ伝播されたといなされる。

一方、妓生は、公奴婢という身分のため「生活は保障されず」⁶⁰、官の認めた上で、経済的に自立する必要があった。そのため、行事や一定の教育期間を除いては、「妓房」という料理屋を営み生計を立てていた⁶¹。妓生が相手にする主な客は高級官僚であり、妓生は、歌舞音曲などでもてなし、また上流階級の相手に相応しい言葉使いや礼儀作法、漢詩、漢文、書画などの教養も同時に教育されたのである。妓生の詩文は今日まで多数残され、女性文学の一部として評価されている。また、妓房は、宮廷舞踊や地方教坊での舞踊と異なる、狭い座敷で可能な妓房舞踊を形成した。

以上のように、宮廷女楽のために設けられた朝鮮時代の妓生は、宮廷の掌楽院と地方の教坊で歌舞音曲を習い、官のために職役を果たした。また、生計のためである妓房では、座敷の妓房舞踊を形成し、一番卑しい階級でありながらも、高い教養を持って上流階級の男性をもてなしたのである。

では、妓生が担った宮廷舞踊や教坊舞踊、そして妓房舞踊は、券番の妓生教育にどう関わっているのかについて次に見ていく。



<写真1> 「慈慶殿進饌圖 (1829 国立中央博物館所蔵)」: 宮廷舞踊 (金鐘洙2001より)

4-2 券番における妓生教育の内容

妓生教育の内容は、「朝鮮券番 (京城)」「箕城券番 (平壤)」「晋州券番 (晋州)」「達城券番 (大邱)」「光州券番 (光州)」「昭和券番 (郡山)」「東萊券番 (釜山)」の7箇所を事例にみる。妓生教育の内容においては、筆者が行った券番関係者(券番妓生出身を含む伝統舞踊家5人)との面接調査資料と、文献にみられる券番出身妓生(伝統舞踊家・伝統音楽家)の言説を集めた結果、<表1>のようにまとめられた。また、その内容は、学習課程、券番教師、教育内容(舞踊/歌/楽器/教養)に分けることができた。

学習課程においては、妓生の資格を取るために必要な教育期間は約3-5年とし、実力により学習期間は異なった。平壤箕城券番⁶²は、学年別学習内容や時間割を詳細に決めており、定員60名は全課程において共通に学んだと推察できる。晋州券番は、歌と楽器は特技別に分けて学習し、舞踊は共通であつた。光州券番は、時調(歌)/ソリ(歌)/楽器/舞踊の4つに専攻を分けて学習した。東萊券番は、必修科目としてパンソリ(歌)を重視しており、その5演目の基礎が終わると、習いたい科目を自分で選択し、それぞれのクラスで学んだ。昭和券番も、専攻別に教育されたという。以上のように、学習方法は、券番ごとに異なっているが、各券番が重視する内容が見受けられた。

教育内容は、舞踊(宮廷舞踊、民俗舞踊)と音楽(歌曲、時調、雑歌、民謡/弦楽器、打楽器)、教養(漢文、書画、礼儀作法、算術、日本語と朝鮮語の読み書き)、一部では日本舞踊、日本の歌、社交ダンス、レビューダンスといったものも教育された。詳しくは4-3、4-4、4-5で述べる。

券番教師は、専攻別の4-5人の教師が常住し、演目ごとに優秀な教師を招いて教育を行った。<表1>では、各券番にいた教師を、知り得る範囲で、教師の出身・演目を加えた。詳しくは4-6で述べる。

4-3 舞踊教育

舞踊⁶³の教育においては、券番ごとに演目の数と種類は多少異なるが、宮廷舞踊(2-10種類以上)と民俗舞踊(3-10種類以上)が学習されていた。演目と地域の関係では、京城の朝鮮券番、平壤箕城券番、晋州券番、達城券番のように、朝鮮時代から宮廷及び教坊があった地域は、従来から伝承された宮廷舞踊の演目が多く、そうでない地域は宮廷舞踊より民俗舞踊の比重が多い傾向がみられた。

宮廷舞踊の演目については、王の偉業を表す朝鮮初期のものより、朝鮮中期以降に多く創作された鳥や花といった自然美の優雅さを表現するものやゲーム要素が入ったもの、長寿を祝うという内

容の演目が多く、少人数で構成されたものが多いのが特徴と言える。朝鮮券番では、「宮廷舞踊の演目に含まれる歌の一部分が略されるか、踊りの部分においても、長いものや複雑な部分は一部簡略する場合も多かった」⁶⁴という。ただし、演出上の修正であったのか、簡略化した宮廷舞踊を教育したのかは、確かではない。以上から、客層（王家及び高級官僚から一般人）の変化、場所（宮廷から料亭・劇場へ）の変化により、演じる時間や場所、内容、小道具、衣装などを考慮し、演目を選んで教育し、一部修正・演出も加わったと推察する。中でも、〈剣舞〉はすべての券番で教えられており、〈舞鼓〉〈船遊楽〉〈抛毬楽〉などは、比較的によく教育されていた。これらは、地方教坊に伝わる宮廷舞踊で、演目名は同様でも多少異なる特徴を持っている。つまり、地方教坊の主要演目は、券番の主要科目として継承されたと言える。

民俗舞踊においては、〈僧舞〉〈双僧舞〉〈長衫舞〉といった〈僧舞〉類、〈南中俗舞〉〈サルブリ〉〈ドサルブリ〉といったサルブリチュム類、〈太鼓舞〉〈杖鼓舞〉〈小鼓舞〉といった小型の打楽器を小道具にした舞踊、〈立舞〉〈クッコリ〉〈男舞〉〈閑良舞〉〈花舞〉〈花冠舞〉〈梵舞〉〈チンセチュム〉などがあつた。〈立舞〉〈クッコリ〉〈男舞〉〈閑良舞〉〈杖鼓舞〉は、従来の妓房舞踊に淵源を持つ⁶⁵。〈僧舞〉類、〈サルブリチュム〉類、〈太鼓舞〉〈梵舞〉〈チンセチュム〉などは、神庁出身⁶⁶による巫俗的芸能に淵源を持っており、〈花舞〉〈花冠舞〉は宮廷舞踊形式の創作舞踊などである。

そして、朝鮮券番と平壤箕城券番では、社交ダンスやレビューダンス、日本舞踊が学習された。「社交ダンスは別の授業料を出して習った」⁶⁷とし、一部が教育を受けていた。新文化に敏感な京城と、観光地として有名な平壤地域で、客層を意識して設けたものであつたと思われる。また、日本舞踊

及び三味線、日本歌などは、券番廃止とともに無くなり、韓国伝統舞踊に吸収することは無かつたと考えられる。

以上のことから、券番で教育された舞踊の内容は、宮廷舞踊、地方の教坊舞踊、妓房舞踊といった従来の妓生が引き継いだ舞踊が多く、巫俗的性向の舞踊も多く取り入れられたと考察された⁶⁸。特に、全ての券番で共通的に教育された演目〈剣舞〉〈サルブリチュム〉〈僧舞〉は、今日、重要無形文化財に、〈クッコリ〉〈閑良舞〉〈舞鼓〉〈抛毬楽〉なども各地方無形文化財に指定されており、その他の演目も代表的な韓国伝統舞踊として定着していることが明らかである。

4-4 音楽教育

音楽教育は、大きく歌と楽器に分けられる。歌の科目では、歌曲、歌詞、時調から、雑歌やパンソリ、民謡などが共通的に学習された⁶⁹。さらに、一部（朝鮮券番、平壤箕城券番、東萊券番）では、日本の歌も学習されており、特に平壤箕城券番では、3学年は週5日も「日本歌」が組み込まれていた。

宮廷音楽人出身の教師が多数いた朝鮮券番、地方教坊がいた地域（平壤箕城券番、晋州券番、大邱達城券番）は、高尚とされる歌曲や時調の指導にかなりの力を注いでおり、そうでない券番は（郡山券番、東萊券番、光州券番）はパンソリや雑歌、民謡が多く学習された。

楽器は琴、玄琴、楊琴、アゼンといった弦楽器（1-4種類）と、一部（朝鮮券番、平壤箕城券番、東萊券番）では日本の歌とともに三味線も学習された。その他に、杖鼓、太鼓といった打楽器は、歌や舞踊の伴奏としてよく使われるため、一科目としては分類されなくても音楽授業中に自然と学習できたという。全体的には、楽器は2-3種類の弦楽器が中心で、打楽器の杖鼓、太鼓が基本的に教育されたとみられる。



〈写真2〉平壤箕城券番：〈剣舞〉
（川村湊2001 p158より）

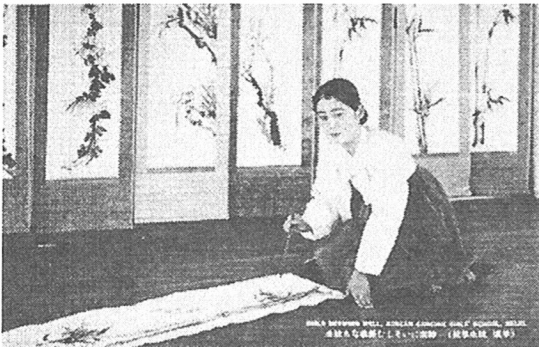


〈写真3〉平壤箕城券番：音楽授業の風景
（田辺尚雄1970 p77より）

4-5 教養教育

券番は、舞踊、音楽以外でも、妓生の品のある立ち居振る舞いを身につけるため、挨拶の仕方、座り方、話し方といった礼儀作法の教育を始め、書画や漢文、習字、そして、日本語、朝鮮語の読み書きなど、教養を高める共通科目が組み込まれていた。朝鮮の券番では、日本の見番で学習される茶道や生花のようなものは取り入れられず、従来の妓生が重視した漢文や書画を中心としていた。朝鮮時代の妓房から料亭へと変わり、手当は時給で計算されたとしても、妓生が相手にするのは一部の高位層に限ったのであり、妓生としての品位を保つ教育は、時代が変わった券番においても重要視されたと言える。

一つ気になる点は、多数の研究者が平壤箕城券番の「修身」を礼儀作法として捉えている。しかし、1880年（明治13年）以降日本の学校教育において重視され、第2次大戦後廃止された「修身」⁷⁰と同様の科目名であることから、忠誠心涵養など徳目教育的視点で再考をする必要があると考える。



<写真4>平壤箕城券番：絵を描いている妓生
(川村湊2001 p158より)

4-6 妓生教育を担当した教師

<表1>で示した7箇所の券番教師を、券番教師以前の身分別に分けてみると、音楽教師においては、宮廷音楽人、風流家（中人階級・平民階級）、廣大出身で構成されていたが、舞踊においては、宮廷音楽人出身者、官妓・券番妓生出身者、神庁出身者であった。

宮廷音楽人出身は、李王職雅楽部の規模が小さくなるにつれ、券番教師になる人も多かったと推察する。朝鮮券番には李王職雅楽部出身（5人）がおり、学監である河圭一は正歌の他、宮廷舞踊にも詳しくあった。よって、朝鮮券番の教育は、宮廷舞踊が多く教育されたのである。多くの券番で官妓出身の教師がいたが、教房舞踊（宮廷舞踊を含む）、妓房舞踊などは、官妓すなわち朝鮮時代の妓生が、直接教育したのである。官妓出身教師

がいない券番でも、券番出身妓生が教師としていて、同様な演目を教えた。特に、教坊があった地域には、官妓出身、券番出身妓生が多くいたことで、比較的教坊舞踊、妓房舞踊が充実に教育されたとみられる。

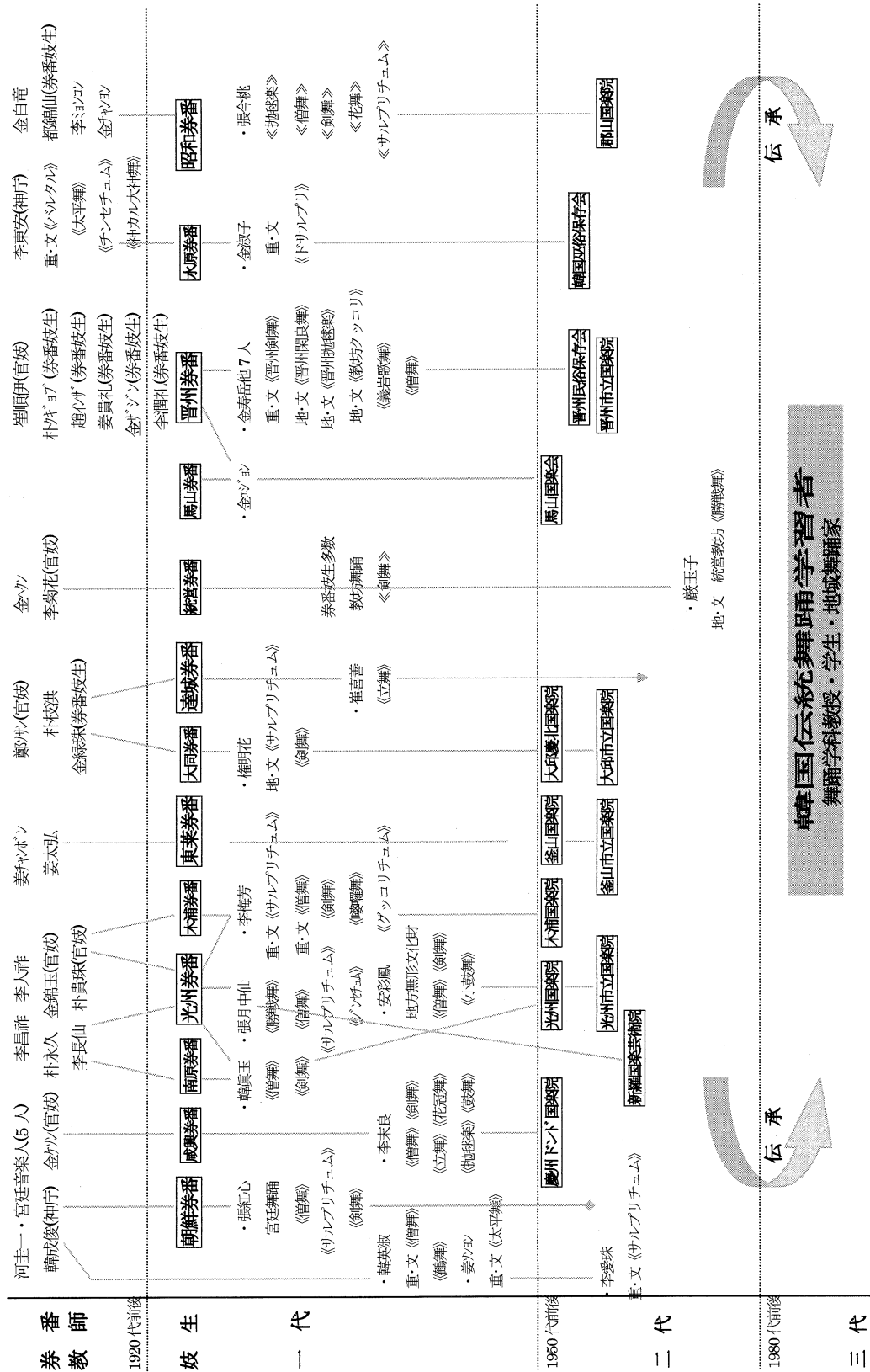
神庁出身の教師は巫俗に関連する音楽や舞踊に詳しく、宮廷舞踊、教坊舞踊、妓房舞踊以外の巫俗・民俗的要素を取り入れた舞踊は、神庁出身の技芸から生み出されたものが多かったと考えられる⁷¹。有名な教師として、朝鮮券番の韓成俊⁷²、光州券番の李大祚⁷³、水原券番の李東安⁷⁴を挙げることができる。しかし、舞踊の名人にもかかわらず、「舞踊」で自ら舞台に立つことは少なく、保有した舞踊の多くは、妓生に伝授されることが多かった。以前、職業芸人集団であった神庁出身者は、券番ができてからは、舞踊教育における主要教師としての地位を固めた。

以上で取り上げたように、出身の異なる教師が券番教師になったことで、券番の妓生は、高尚なものから大衆が楽しむものまでの舞踊教育を受けることができ、また、抱える出身別教師の特技によって、各券番が重視する演目に繋がったと考察できる。さらに、これまで、券番で教育を受けた妓生は、どの券番で、どの先生から、学習したかをまとめた結果は<図1>のようになり、教師から弟子への系譜が明らかとなった。券番の教師が特技としていた演目は、券番ごとに伝えられることになり、特徴を持つ演目として定着したと推察できる。また、教師は、一箇所の券番に定着せずに、近い地域であれば、複数の券番を掛け持つ場合もあったとみられる。妓生の場合、妓生になるための学習期間には移動は見られないが、一定期間（3-5年）修了した後は、良い教師を求めたり、また活躍したい地域へと移動したりすることも可能であった⁷⁵。

5. 結論

各券番における妓生教育の内容をみてきた結果、舞踊教育に関しては次のような結論を得た。

第1に、宮廷舞踊系2-10演目（地方教房2-4演目を含む）、妓房舞踊（4演目）、小型打楽器を小道具にした民俗舞踊（1-3演目）、そして巫俗に淵源を持つ民俗舞踊（1-6演目）が3-5年間の基礎内容として教育されていたこと、第2に、その多くは朝鮮時代の妓生が演じた演目で、神庁出身の舞踊も多数含んでいたこと、第3に、券番ごとに演目の数と種類は異なるが、京城と教房があった地域の券番は、宮廷舞踊の演目に比重を置き、そうでない地域の券番は、妓房舞踊と民俗舞踊が多い傾向がみられたこと、第4に、券番で舞踊を教えた教師は、宮廷音楽人出身者、官妓出身者及び券番妓生出身者、神庁出身者で構成されて



韓国伝統舞踊学習者
舞踊学科教授・学生・地域舞踊家

<図1> 券番教師から弟子への系譜 (許娵姫作成)

いたことである。さらに、第5に、この時期に教えられた舞踊は、券番教育に他の系列の舞踊も吸収されることによって、妓生による舞踊が圧倒的に多くなった、第6に、教師が特技とする演目は、各券番の妓生教育により伝授され、特徴を持つ演目として定着していったと推察された。

今後、李王職雅楽部による宮廷舞踊伝承状況や流浪芸人集団の芸能と神庁出身者の芸能の関係、今日に定着するまでの各演目の様式面における検証、券番教育を受けた妓生がお座敷や舞台劇場でどのような舞踊活動をしたのかなどを探りながら、研究を継続していきたいと考えている。

1 1962年文化財保護法が制定され、現在、舞踊部門は、重要無形文化財（国家指定）の7演目<晋州劍舞（第12号）><勝戰舞（第21号）><僧舞（27号）><処容舞（第39号）><鶴蓮花台合設（第40号）><太平舞（第92号）><サルブリチュム（97号）>と、地方無形文化財（市・都指定）13演目が指定されている。指定演目の保有者は「〇〇芸能保有者」と称する。（李長烈2005『韓国無形文化財政策』関東出版p290, p305, ソウル）本論文では、芸能とは舞踊や音楽と捉え、特に優れた芸能の部分を表す際、'伝統舞踊家' '伝統音楽家' と表記する。

2 <晋州劍舞>芸能保有者の金寿岳（1918）は晋州券番、<太平舞（第92号）>芸能保有者の姜善泳（1925）は漢城券番、<僧舞（第27号）><サルブリチュム（第97号）>芸能保有者の李梅芳（1927）は光州券番、木浦券番で教育を受けたという。無形文化財指定以外の伝統舞踊家を入れるとその数はもっと増える。

3 2002面接調査：李梅芳。男性でありながらも、券番で舞踊を習った。

4 2001面接調査：崔喜善。伝統舞踊に興味があって、女学校を通いながら、券番で舞踊と音楽を習ったという。ごく一部ではあるが、妓生を目的としない一般人も券番で習うことがあった。

5 朝鮮王朝（1392-1910）は、政治の秩序をもたらす基準として'礼'と'楽'を重んじ、儀式や宴会では、式の手順ごとに音楽と舞踊が伴った。君臣や外国使臣などが参加する外宴では、男性楽工と舞童（少年）による男楽で、王や王室の女性が軸になる内宴では、基本的に男性楽工が入らず、妓女（妓生）で構成された女楽で行われた。この'女楽'を担うのが妓生であり、妓生制度を設けた第一の目的であった。その他、一部地方官庁では、外国使臣の接待や地方官吏を慰安する特殊目的もあった。拙稿2003 pp11-12

6 孫禎陸1988「日帝下の売春業-公娼と私娼」『都市行政研究』第3巻、ソウル市立大学、pp285-360、ソウル；山下英愛1997「植民地支配と公娼制度の展開」『社会と歴史』通巻51号、韓国社会史学会、pp143-181、ソウル；宋連玉1994「日本の植民地支配と国家的管理売春-朝鮮の公娼を中心に」『朝鮮史研究会論文集』第32集、緑蔭書房、pp37-87、東京；同1997「日帝植民地化と公娼制導入」ソウル大学修士論文、pp1-65；藤永壮2004「植民地朝鮮における公娼制度の確立過程-1910年代のソウルを中心に」『二十世紀研究』第5号、pp13-36。

7 宋芳松2003a「漢城妓生組合所の芸術社会史的照明」『韓国学報』通巻113号、一知社、pp2-55、ソウル；同2003b「大韓帝国時節の進宴と官妓たちの呈才公演」『韓国舞踊史学会論文集』第1集、韓国舞踊史学会、pp101-144、ソウル。

8 権ドヒ2006「20世紀官妓と三牌」『女性文学研究』

第16号、韓国女性文学学会、pp81-118、ソウル。
9 金ヨンヒ2007「日帝強占初期の妓生制度に関する研究-日帝の歪曲過程を中心に」『韓国舞踊史学会』第7集、韓国舞踊史学会、pp115-149；同2004「日帝強占初期妓生の創作チュムに関する研究-1910年代を中心に」『韓国音楽史学報』第33集、韓国音楽史学会、pp197-233、ソウル。その他、主に当時の新聞資料を用い、妓生文化全般の動向を紹介した書籍も出している。（同2006『開花期大衆芸術の花-妓生』民俗苑、ソウル）

10 権ドヒ2001「20世紀妓生の音楽社会的研究」『韓国音楽研究』第29集、韓国音楽学会、pp319-343では、音楽集団とレパトリーの分化を通して、伝統音楽の変動を探ったが、妓生組合所や妓生組合、券番の変わり目の年度間違いがある。同：2000「電気録音以前の妓生と音盤産業」『韓国音盤学』第10号、韓国古音楽研究会、pp593-607、ソウル、などがある。

11 李正女1989「券番のチュムに関する研究-晋州券番を中心に」第7集、韓国舞踊研究会、pp162-182、ソウル；文現相・金美淑1997「券番が舞踊に与えた影響-光州地域を中心に」『大韓舞踊学会論文集』第20輯、大韓舞踊学会、pp39-50、ソウル；秋ジョンクム2004「東萊券番に関する研究-学習内容と公演活動を中心に」中央大学修士論文、pp1-53、ソウル；孫テリョン2005「達城券番の音楽史的照明」『郷土文化』第20輯、大邱郷土文化研究所、pp153-183、大邱；宋ミスク2005「昭和券番の芸人張錦桃に関する研究」『大韓舞踊学会論文集』第43号、大韓舞踊学会、pp297-314、ソウル。

12 拙稿2003『韓国券番の成立過程（1908-1945）とその妓生養成制度にみる舞踊教育』お茶の水女子大学修士論文。2005「韓国券番成立過程の導入期に関する研究-日本の公娼制度との関係を中心に」『人間文化論叢』第8巻、お茶の水女子大学大学院人間文化研究科。

13 妓生組合時期も芸能教育は行われたが、本研究では、組織として定着した券番時期に注目した。7箇所的事例の中、平壤箕城券番以外の券番は、主に言説に基づいたものであり、1930年代後半の事象である。

14 ①主要政府関係資料：日本外務省『外務省警察史韓国の部1-5』、警務第2課（1908）『妓生及びに関する書類綴』、宋炳基1973『統監府法令資料集（上・中・下）』など。②新聞資料（収集体数）：『大韓毎日新聞（1907-1910:15件）』『毎日新聞（1911-1942:81件）』『東亞日報（1921-1946:50件）』『朝鮮日報（1946-1950:26件）』『ソウル新聞（1948-1950:9件）』『大邱時報（1948.9.23）』『国道新聞（1949.11.8）』以上京城発行、韓国語。『京城日報（1927.12.3/1928.3.28）』京城発行、日本語。『福岡日々新聞（1884.4-1925.12:208件）』『門司新聞（1893.1-1925.12:79件）』福岡発行。

15 筆者の面接調査（5人：2001-2002実施）：①金千興（1909-2007）生前、重要無形文化財<宗廟祭礼楽（第1号）><処容舞（第39号）>芸能保有者。李王職雅楽部（宮内部）出身、朝鮮券番で事務経験がある②李梅芳（1927）重要無形文化財<僧舞（第27号）><サルブリチュム（第97号）>芸能保有者、木浦券番・光州券番で教育を受けた③権名花（1934）地方無形文化財<サルブリチュム>芸能保有者、大同券番妓生出身④崔喜善（1931）<立舞>伝統舞踊家、達城券番で教育を受けた⑤姜男技（1942）伝統舞踊家、50年代東萊券番で教育を受け、しばらく教師として活躍した。その他、韓国文芸振興院『韓国近現代芸術史口述採録』（2004金寿岳）（2004金千興）（2005李梅芳）及び、文献で語る言説参照。

16 <日朝修好条規（1876.2.27）>により、釜山（1876）元山（1879）仁川（1882）を開港し、治外法権、海洋測量権、無関税貿易が決定され日本人の朝鮮進出が容易になった。（李光麟1997『韓国史V近代偏』一湖閣、p82、ソウル）開港2年後、「当時釜山在住

- の日本人がまだ410人の頃、吉原遊郭より5人の娼妓が朝鮮に渡り、まもなく309余人」に及び(鈴木裕子1994『フェミニズムと朝鮮』明石書店、p63)、「1881年から1882年の間に100名以上の日本の芸・娼妓が釜山に存在した」(宋連玉1997 p7)という。
- 17 『福岡日々新聞』(1891.9.27) (1895.3.27) (1904.10.5) (1904.10.11) 『門司新聞』(1904.9.30) など参照。長崎丸山芸妓、門司芸妓、博多芸妓、熊本二本木芸妓が目立つが、他の地域も調べる必要がある。
- 18 日本外務省『韓国警察史(外務省警察史韓国の部I)』(1989) 高麗書林、pp537-621、ソウル。日本は芸妓/芸子/芸者、舞妓/半玉、置屋/屋形、見番/検番/券番というように、地域によって異なる用字を使っている。本論文では、芸妓、置屋、見番に統一し、地域的の意味は含まない。
- 19 宋柄峯1973上：p136、中：pp87-669、下：pp1-42
- 20 李光麟1997 p326。宮廷音楽機関の掌楽院は、1897年に教坊司(772名)に変わり、掌楽課、雅楽隊を経て、1913年李王職雅楽部(57名)になった。宋芳松2003 p7-8
- 21 今村軻1914『朝鮮風俗集』斯道館、東京。李能和1927『朝鮮解語花史』(1992：李在崑訳) 東文選、ソウル。
- 22 薬房妓生68人、尚房妓生18人が残っており、この時期は、月25円50銭の給料を受けていた。警務第2課(1908)
- 23 警務第2課(1908)
- 24 孫楨陸、山下美愛、宋連玉、藤永壮の研究に詳しい。
- 25 妓生組合は、漢城妓生組合所(『大韓毎日新報』1909.4.1)として世間に知らされたが、警視庁警務第2課<漢城娼妓組合組織状況1909.8.20>では漢城娼妓組合として認可された。地方では、大邱妓生組合(『毎日新報』1912.2.3)、平壤妓生組合(『毎日新報』1912.3.1)、仁川龍洞妓生組合(『毎日新報』1912.6.28)、開城當郡妓生組合(『毎日新報』1912.10.1)が確認できる。但し、漢城妓生組合所については、研究者によって意見が異なる点がある。
- 26 漢城娼妓組合員として大阪公演に行った妓生達の名簿と、宮廷進宴記録(1901, 1902)を照らし合わせ、一部は同一の人物であることを明らかにした。これは、三牌(娼妓)以外に、優れた芸を持った妓生も含まれていた可能性が高い。宋芳松(2003 a：2-55)(2003b：101-144)
- 27 漢城娼妓組合の後身である詩谷の三牌は、1914年新彰組合を結成するが、1916年妓生営業の許可を得た。『毎日新報』(1914.2.8) (1916.5.16)以降、漢城娼妓組合という名称は姿を消す。
- 28 「大邱妓生組合」(『毎日新報』1913.2.23)、「晋州」(『毎日新報』1913.2.6)、「公州」(『毎日新報』1913.8.17)、「義州」(『毎日新報』1913.9.27)、「開城」(『毎日新報』1913.10.5)、「統榮」(『毎日新報』1915.1.30)、「全州」(『毎日新報』1915.9.8)など。主な内容は、茶洞、広橋組合が設立した内容に沿い、同一の規約で新しい妓生組合を作ること、構成員は甲種妓生のみであることを強調した。乙種は娼妓に当たる。
- 29 「妓生組合の新しい規則-茶洞と広橋組合を組織し、規約を定め二つとも認可を得た…弊習を直し品性を高め営業の発達を図る…内地芸妓組合とほぼ同じ方法で営業することを決めた」(『毎日新報』1913.2.20)
- 30 『毎日新報』(1916.2.25)
- 31 『毎日新報』(1916.5.6) 取締規則に関する内容は書かれていないため、組合との違いがわからない。
- 32 「漢南妓生組合は7月28日警務部長から漢南券番の許可証をもらい…組合妓生鄭琴竹外一人を呼び、券番設置に関する規則と将来移行すべきことを詳しく訓示した後、許可証を渡した」『毎日新報』(1917.8.2)
- 33 「茶洞妓生組合は今回事その名前を変更し、大正券番に名づけ営業規定及び規則を添付し本町警察署に請願した」『毎日新報』(1917.11.9)。「京城各妓生組合では従来組合という名を使ってきたが、今はその当時と違い組合の名前も必ず直す必要がある、広橋組合は漢城券番に、新彰組合は京和券番に、茶洞組合は大正券番に直し、本町警察署に請願した結果、警務部長の認可があった」『毎日新報』(1918.1.27)
- 34 1918年当時、京城4箇所は券番に、地方11箇所は妓生組合として記されていた。青柳鋼太郎1918『朝鮮美人宝鑑』京城日報社、京城。地方は1920年代初期まで券番と妓生組合が混在していた。『毎日新報』(1919.1.3)『毎日新報』(1921.1.1)
- 35 中村資郎『朝鮮銀行会社組合要録』(1932, 1937, 1939, 1940, 1942) 東亜経済時報社、京城
- 36 1942年券番廃止まで8箇所があったが、新設と廃れが続いたため、主に3-4箇所の券番が同時期に存在していた。一記者1924『京城の花柳界』『開闢』第48号(6月) 開闢社 pp85-100、京城
- 37 拙稿2003 p44
- 38 「京城では、朝鮮券番、漢城券番、鐘路券番が三和券番に統合され」『毎日新報』(1942.8.18)」、地方も「平南鎮南浦の三和券番は時局のため廃止された」『毎日新報』(1942.3.10)
- 39 当時、ソウル市内では、三和、漢城、ソウル、漢江で、所属妓生は800人に及んだ。『朝鮮日報』(1946.3.19)
- 40 「妓生試験も実施し解放後慌しかった花柳界を整理した」『東亜日報』(1946.3.18)、「大邱の大同券番は2回目の妓生試験を実施した」『大邱時報』(1948.9.23)
- 41 業態婦(妓生、女給、酌婦、ダンサー)の雇用斡旋を禁止した。1948年当時、京城は2箇所(「漢城社」「芸星社」)残っていたが、まもなく廃止され(『ソウル新聞』(1949.1.17))、地方は50年代まで残っていたという。2002面接調査：姜男技
- 42 「料亭廃止、妓生は接客婦へと転落し・・・妓生がなくなる事を惜しんで」(『ソウル新聞』(1948.12.8))おり、保健部の李甲秀次官は、「従来からの妓生を復活するつもりで・・・学校や養成所を作って民族芸術を保養し、国立劇場などで公演もする方針である」『国道新聞』(1949.11.8)
- 43 2002面接調査：姜男技
- 44 1924年、京城では京城券番、中券番があり、芸妓は268人に及んでいた。(一記者1924 p100) 1940年は、京城2箇所(本券番、東券番)、地方5箇所(平壤券番、大邱券番、釜山券番、咸興券番、大田の本券番)が存在していた。中村資郎1940 pp555-751
- 45 『毎日新報』(1914.11.6) (1915.6.29) (1916.10.15) (1917.6.15) (1918.4.28) (1920.5.29) (1921.9.2)。芸妓及び妓生は、各種園遊会、共進会、読者慰安花見会、イタリヤ将校歓迎式など、官が主管する様々会に頻繁に動員された。
- 46 日本では、現在も使われているが、その違いはまだ明らかにされていない。
- 47 2001面接調査：金千興。李王職雅楽部を辞任した1940年、朝鮮券番の学監河圭一(李王職雅楽部囑託)の勧めで、しばらく券番事務の仕事をしたことがある。すでに、李王職雅楽部出身の同僚が多数いたので、違和感なく出勤できたという。当時朝鮮券番事務所の風景は、現在日本の古い見番でも同様な風景を見ることができ。また、京城の券番では、漢城券番はボタン、大正券番は菊、漢南券番は月桂樹、京和券番はハマナスといった各券番を象徴する「券番花」を決めていたが、(大邱広域市2005『20Cタングボル飲食文化史』大邱広域市保健課、p234、大邱)このような様子は、日本の券番を模範にした一例ではないかと思われる。京都では、祇園甲部は甲という文字入りの八つの円形つなぎ団子、先斗町は千鳥のように、各見番は図案化した記章を持っている。相原恭子2001『京都舞妓と芸妓の奥座敷』文春新書、pp28-29、東京
- 48 全羅都井邑券番、郡山の昭和券番では、券番と7：3、

6:4で計算されたが、分配は一律ではなく妓生の才能によって異なった。申ヒョンギョ 2007『妓生物語』サルリン出版、pp30-31, パジュ。

49 妓生組合時期は、組合規約の変更、取締りや会計の選任、予算及び決算報告、游客の名簿などを、警視庁に報告し認可を得ること（警務2課1908<組合に対する特別命令>）に定められていた。金千興は、詳細な内容までは覚えていないが、警察署に事務的報告はあったということから、券番も同様な報告があったと推察する。2001面接調査：金千興

50 宋連玉1994 p55。『朝鮮総督府統計年報』の「警察上取締り営業」の各年版により作成されたもの。

51 警務2課（警視庁訓令第41号<妓生及び娼妓団束令施行心得（1908.10.6）>第3条）で、妓夫の存在は認めなかったが、広橋妓生組合が有夫妓で構成されたように、一部では妓夫が相続していたのである。

52 『京城日報（1927.12.3）』

53 「全羅都の井邑券番は5年で、試験制度は設けてなく」（辛ヒョンギョ 2007 p30）、「郡山の昭和券番は4年で」（宋ミスク2005 p300）、「光州券番では早期卒業も可能」（文現相・金美淑1997 p44）だったという。

54 李蘭香1971「残した話」『明月館』中央日報社、pp152, ソウル。宋ミスク2005 p301

55 明田鉄男1990『日本花柳史』雄山閣、pp148-150, 東京。高取正男1982『京女』中央公論社、pp152-158, 東京。『福岡日々新聞（1884.9.13）』『門司新聞（1893.1.16）（1900.1.16）』

56 拙稿2003 p10-24

57 張師助1970「李朝の女楽」『亜細亜女性研究』vol9 淑明女子大学亜細亜女性研究所、pp139-140

58 『教坊歌謡（1872）』は、鄭頭爽が晋州牧使として赴任している際、教坊の歌や舞踊を記録した本である。成武慶（訳注）2002『教坊歌謡』ポゴ社、p71-230

59 朝鮮初期は外宴の舞童はすぐ成人になるため、舞に相応しくないとされ、舞童の数が足りない際は、外宴でも女楽が一部許容されていた。しばしば妓生をめぐるとる乱れ行為が問題視され、女楽廃止論が挙げられてきたが、1623（仁祖）年、徹底した儒教思想を基に再整備し、宮廷所属の京妓を廃止した。

60 国から年2回米が支給され、奉役（公役に勤める人を助けるために労働力を提供、いわゆるお使い）を与え生活を助けた。祝宴後、技芸の評価により布や金品を与える場合もあった。金鐘洙2001『朝鮮時代宮中宴享と女楽研究』民俗苑p149, ソウル

61 徐丙燾1991「女楽の発達とその生活象」『語文学研究』vol3 暁星女子大学語文学研究所、大邱、p16

62 3学年の時間割：月（国語、書画、歌曲、内地歌、雑歌、歌復習）火（国語、書画、歌曲、内地歌、作法、音楽）水（作文、書画、歌曲、内地歌、雑歌、歌復習）木（会話、書画、歌曲、内地歌、声楽、作法）金（詞解、書画、歌曲、内地歌、雑歌、歌復習）土（詞解、書画、歌曲、会話） 韓載徳1939『モダン日本』（臨時増刊・朝鮮版）p238。「株式会社箕城券番付属 妓生養成所規定」1学年（修身、国語、朝鮮語、算術、書画、歌曲、唱歌）2学年（修身、国語、朝鮮語、算術、書画、歌詞、時調、羽調、唱歌、音楽、舞踊）3学年（修身、国語、朝鮮語、算術、歌詞、雑歌、日本歌、東西音楽、唱歌、舞踊）川村湊2001『妓生』作品社、pp142-146, 東京

63 本論文では、舞踊の区分を大きく、宮廷舞踊と民俗舞踊に分ける。当時の演目は、今日の種類では再考の余地が多いため（廃れて演目の実態が分からないもの、現在の演目の前型とされるものが複数で、異なる淵源を持つものなど）、演目名のみで判断できる宮廷舞踊以外は、すべて民俗舞踊に分類し、その中で説明可能なものは、現在の分類で説明する。

64 2001面接調査：金千興

65 立舞、基本舞、ホトンチュム、手拭舞、クッコリチュムなどは、人や場所によって自由自在に変形可能な

即興的な舞であったという。地域や用いるの小道具によって、異なる名称で呼ばれたが、同類の舞踊であり、素手で踊る場合と、ハンカチのようなもの、小鼓などを用いる場合もあるという。国立文化財研究所1996『立舞・閑良舞・剣舞』無形文化財調査報告書（19）p22

66 神庁とは、巫系を中心に結成された芸能集団で、地域によって、神庁、才人庁、ススン（師匠という意味）庁、心方庁と呼ばれた。主にシャーマンの祭儀である「クツ」に従事するが、巫俗関係以外でも、教坊の楽士としても活動し、民衆を対象に芸能を披露し、上流階級（風流家）と音楽の交流もあった。歌専門は広大、楽器専門は楽工、曲芸の専門は才人と呼ばれた。（魯ドンウン1995『韓国近代音楽史』ハンキル社、p131, コヤン）以上の区分では、舞踊を専門にするものが明確でないため、本論文では、神庁として統一する。

67 2001面接調査：金千興

68 本研究では、妓生に教育された舞踊の種類別に分類した。ただし、この時代の民俗舞踊は、妓房舞踊の様式と神庁舞踊の様式が混じることも多いため、各演目の淵源を明確にするためには、様式的な検証が必要である。

69 現在、正歌と分類される歌曲、歌詞、時調は、宮廷音楽人と上流階級の風流家（中人階級）、妓生などが楽しんだ高尚とされる音楽である。朝鮮末期からは、平民正歌集団も発生し正楽と雑歌を専門とした。広大と呼ばれた芸人集団はパンソリや雑歌を主流とするが、一部は上流階級の風流会によく呼ばれ、正歌の演奏を担当した。李輔亨2002「朝鮮後期 正歌集団の流形と性格」『東洋音楽』第24集、ソウル大学東洋音楽研究所、pp149-167

70 徐キゼ、金スンジョン（2004）「日本明治大正期の<修身>教科書研究」『日本語文学』韓国日本語学会、第20輯、pp247-269。一方、博多柳町の翠系学校でも、芸妓を相手にした修身教育が行われていた。『福岡日々新聞（1896.1.16）』

71 券番出身者の証言から、宮廷音楽人・官妓出身以外の教師に対しては、その出身が明確ではないものもいたが、持っている特技から神庁出身者とみなした。今後、舞踊の演目において、神庁出身者と広大そして、男社堂のような流浪芸人集団との関係も検討すべきである。

72 韓成俊は、鎮南浦、井邑券番でも教えたことがあり、1938年は朝鮮音楽舞踊研究会を立ち上げ、数多く舞台公演もした。特に巫俗音楽に詳しく、旺盛に舞踊を創作したが、現に伝わる演目は<太平舞><僧舞><サルブリ><鶴舞>などがある。成基淑1996「韓成俊に対する幾つかの疑問点」7・8月号、『舞踊韓国』舞踊韓国社、pp106-109, ソウル

73 李梅芳の師匠で、光州券番に伝わる多くの民族舞踊は、巫俗系の申芳草から代々伝えられたものが多いという。

74 李東安は、出身は才人家系だが、後、男社堂牌に入ったこともある。仁川、水原券番などで、<太平舞><神カル大神舞><チンセチュム>など、民俗舞踊を多数教えたが、舞台では主に男社堂芸能を披露した。クヒン1992『李東安』悦話堂、pp9-13, ソウル

75 李蘭香は平壤箕城券番で、張紅心は咸興券番で学習してから、朝鮮券番に移籍し、また姜貴礼は光州券番で学習をし、海州券番と京城の鐘路券番を経て、晋州券番に定着した。韓鎮玉は南原券番出身であるが、光州券番で教育を重ねた。金寿岳は晋州券番にしながら、優秀な先生を求めて居昌券番で習ったという。